

まもレール 会員規約

第1条（総則）

本規約は、セントラル警備保障株式会社（以下「CSP」といいます）が、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」といいます）との共同事業として運営するサービス「まもレール」（以下「本サービス」といい、詳細は第2条で定義します）の会員加入条件及び利用条件を定めます。

なお、SuicaおよびJR東日本アプリに関する内容はJR東日本、PASMOに関する内容は株式会社パスモの取扱規則によるものとします。

第2条（用語の定義）

本規約で定める用語を以下のとおり定義します。

- （1）「まもレール」とは、対象者が、氏名の記名があるSuicaまたはPASMOを使用してJR東日本の駅の自動改札機（以下「自動改札機」といいます）を通過することを契機として、当該対象者の改札機通過情報およびICカード乗車券のチャージ残額情報を、あらかじめ登録された通知先に提供するサービスをいいます。なお、本サービスが利用できるJR東日本の駅は以下URLをご参照ください。

URL：<https://www.mamorail.jp/line.html>

- （2）「Suica」とは、JR東日本が提供するICカード乗車券をいいます。
- （3）「PASMO」とは、株式会社パスモが提供するICカード乗車券をいいます。
- （4）氏名の記名があるSuicaおよびPASMOを総称して、以下「ICカード乗車券」といいます。
- （5）「改札機通過情報」とは、ICカード乗車券を所持した対象者が、自動改札機で入場もしくは出場した際の通過情報をいいます。
- （6）「チャージ残額情報」とは、ICカード乗車券に記録された金銭的価値（電子マネー）（以下「チャージ残額」といいます）の情報をいいます。
- （7）「会員」とは、CSPが本サービスの利用を承認し、登録が完了した方をいいます。対象者の改札機通過情報およびチャージ残額情報の通知を受けることができます。
- （8）「申込者」とは、会員になることを希望し申し込む方をいいます。
- （9）「対象者」とは、ICカード乗車券を所持し、改札機通過情報及びチャージ残額情報を会員および確認者に提供する方をいいます。
- （10）「確認者」とは、会員が指定し登録する、対象者の改札機通過情報およびチャージ残額情報の通知を受けることができる会員以外の方をいいます。
- （11）会員、対象者、確認者を総称して、以下「会員等」といいます。
- （12）「決済カード」とは、本サービスにかかる利用料金の支払い手段として使用するために、会員が登録した会員名義のクレジットカードをいいます。

- (13) 「まもレール専用ウェブページ」とは、本サービスの概要および関連情報の閲覧、本サービスの申込みができるウェブページをいいます。
- (14) 「会員ページ」とは、登録した情報の変更等を行うことができる、会員向けの専用ウェブページをいいます。
- (15) 「JR東日本アプリ」とは、JR東日本が、列車や駅の情報等を提供する無料アプリをいいます。

第3条（申込者、会員等）

- 1. 申込者は本規約に同意のうえ、CSPに本サービスの申込みをします。また、申込者は自らの責任において、対象者および確認者となる方に対し、本規約について同意させるものとし、CSPは申込みがなされたことをもって、これらの方の同意があったものとみなします。
- 2. 申込者は、対象者と同居する親権者、または対象者の法定代理人であることとします。なお、後者の場合、CSPは別途指定する書類の提出を求めることがあります。
- 3. 対象者は、小学生から18歳の方まで（ただし、18歳到達後、最初に到来する3月31日までとします）に限るものとし、ICカード乗車券を所持していることが必要となります。なお、婚姻している場合は、対象者として登録することはできません。
- 4. CSPは、前3項の要件を満たさない場合であっても、特に認めた方を会員または対象者として承認することがあります。

第4条（申込み方法）

- 1. 本サービスの利用にあたり、申込者は確認者を1名登録することができ、登録するICカード乗車券1枚につき1名の対象者を登録することができます。なお、同一申込者が登録できる対象者は5名までとします。また、第14条第1項に規定する追加料金を支払うことにより、申込者または会員は確認者を1名追加登録することができます。
- 2. 申込者は、本サービスを申し込むにあたり、まもレール専用ウェブページにある申込みページを使用します。申込みの際、申込者はCSPに対し、以下の書類を提出します。
 - (1) 対象者となる方が所持しているICカード乗車券の表裏面画像データまたはコピー
 - (2) 対象者と申込者の関係を証明するための、以下いずれか一つの画像データまたはコピー
 - ①住民票（発行日から6か月以内、続柄の記載があり、本籍の記載がないもの）
 - ②健康保険証（住所と名前が記載された部分の写し。カード型等の場合は、申込者および対象者の分の写し）

3. C S Pは、前項で受領した書類を理由の如何を問わず申込者または会員へ返還しません。なお、C S Pが登録を認めない場合も理由の如何を問わず返還しません。
4. 申込者は、次条第3項に定める利用開始日を起算日として8日以内にC S Pに申込み撤回の書面を通知することにより、申込みの解除をすることができます。なお、既に受領した書類の取扱いについては、前項のとおりとします。
5. C S Pは、会員等の登録を承諾しない場合でも、その理由を申込者に説明、開示する義務は何ら負いません。
6. 申込者は、会員等となる方について、暴力団、暴力団員、社会運動標ぼうゴロ、その他これらに準ずるものではないことを確約します。
7. まもレール専用ウェブページからの申込み手続きの際の通信料は、申込者の負担となります。

第5条（申込みの承諾）

1. C S Pは、必要な審査、手続きを行った後、以下の場合を除いて、申込者の本サービスへの申込みを承諾します。
 - (1) 申込者、対象者、確認者のいずれかが実在しないと認められるとき
 - (2) 対象者および確認者から本サービスの利用についての同意が得られていないことが判明したとき
 - (3) 申込み内容に虚偽または重大な記入漏れがあるとき
 - (4) 申込者の指定した決済カードが、利用差し止めを受けていることが判明したとき
 - (5) 申込者の指定したI Cカード乗車券が無効であるとき
 - (6) その他、C S Pが、業務遂行上支障がある、または、会員等として不適切と判断したとき
2. C S Pは申込者の申込みを承諾した場合、申込者に会員登録完了のお知らせを電子メールにて通知します。
3. 本サービスの利用開始日は、前項の電子メール通知日の翌日とします。

第6条（本サービスの提供）

1. 前条による会員登録完了後、C S Pは会員および確認者に対し、電子メールまたはJ R東日本アプリおよび会員ページにて本サービスを提供します。
2. 会員および確認者は、本サービスを利用するために必要な携帯電話機等の受信端末、その他必要な備品を自ら調達するとともに、電子メールの受信またはJ R東日本アプリの通知および会員ページの閲覧に必要な通信料金等を負担します。
3. 会員および確認者は、本サービスの利用開始後、J R東日本アプリによる通知を任意で登録することができます。C S Pは、会員または確認者がJ R東日本アプリによる通知を設定した時点で、設定済であった会員または確認者への電子メールによる通知を停止します。その後、設定した会員または確認者が、J R東日本アプリに

よる通知設定を解除した場合は、電子メールによる通知を再開します。

4. 前項の要領により電子メールからJR東日本アプリ、またはその逆に通知方法を変更した場合、当該変更が反映されるまでの間、本サービスの通知を受けることができないことを会員は承諾します。なお、CSPは、この通知を受けることができない期間における利用料金は、一切返金しません。
5. CSPは、本サービスおよびCSP、JR東日本およびそのグループ会社が提供する各種サービスに関するお知らせやアンケート等の情報を電子メール等で適宜配信することができるものとし、会員および確認者はそれを了承します。

第7条（契約期間）

1. 本サービスの契約期間は、利用開始日から最初に到来する3月31日までとします。
2. 契約満了の2か月前までに会員から申し出が無いとき、契約は1年間自動更新されるものとし、その後も同様とします。ただし、対象者が18歳到達後、最初に到来する3月31日を限度とします。
3. 対象者が第3条第4項に定める「CSPが特に認めた方」である場合、当該認めた理由が失われたものとCSPが判断したときには、会員に事前に通知したうえで、本サービスの提供を終了します。

第8条（本サービスの変更、追加、停止）

1. CSPは、会員の承諾を得ることなく、本サービスの内容の変更や追加、停止を行うことができます。
2. CSPが本サービス内容の変更や追加、廃止を行う場合、まもレール専用ウェブページ、または会員ページにて告知します。
3. CSPは、以下のいずれかの項目に該当する場合ははじめとして、会員の承諾を得ることなく、本サービスの一部もしくは全部を中断、または停止することができます。
 - (1) 設備やデータの保守、更新を定期的または緊急に行う場合
 - (2) 天災または不測の事態により、本サービスの提供が困難な場合
4. 会員に責のある事由（利用料金の支払いが無い等、本規約に定める事項に違反した場合を含みます）により本サービスを提供することができなくなった場合、CSPは本サービスの提供を停止できます。

なお、CSPはこれにより生じた会員等の損害について、一切責任を負いません。また、停止期間中の利用料金についても、一切返金しません。

第9条（電子メールアドレス・JR東日本アプリ等の管理）

1. 会員および確認者の電子メールアドレスの変更は、会員が会員ページでCSPに申請します。CSPは、変更内容を承諾した場合、電子メールアドレスの変更を翌日4:00以降に反映します。

2. 会員は、前項にて電子メールアドレスの変更を申請した時点から反映されるまでの間、電子メールでの本サービスの通知を受けることができないことを承諾します。なお、C S Pは、この通知を受けることができない期間における利用料金は、一切返金しません。
3. 電子メールアドレスの登録、および前項の変更作業について、C S Pは一切責任を負いません。
4. 会員は、会員および確認者がJ R東日本アプリによる通知を利用している場合であっても、利用開始時に登録した電子メールアドレスを変更する場合には会員ページの会員情報の変更によりC S Pに届け出ます。
5. 会員および確認者がJ R東日本アプリによる通知を利用している場合、J R東日本アプリの削除や受信端末の機種変更のときに、再設定等の操作が必要になる場合があります。

第10条（会員等の氏名等の変更の届出）

1. 以下のいずれかの項目に該当する場合、会員はC S Pに対し、直ちに会員ページにて届け出ます。
 - (1) 会員等の氏名、住所、自宅電話番号、携帯電話番号、決済カード等の情報が変更になったとき
 - (2) 対象者が所持するI Cカード乗車券の交換（券売機による自動交換を含む）等によりI Cカード乗車券の裏面に記載されている番号が変更になったとき
 - (3) 対象者が所持するI Cカード乗車券を紛失、盗難または解約したとき
 - (4) 確認者が変更になったとき、または通知をするか否かを変更するとき
 - (5) 電子メールアドレスを変更したとき
 - (6) 通知内容にチャージ残額情報を掲載するか否かを変更するとき
2. 前項（1）（2）の届出があった場合、C S Pは会員に対しその届出のあった事実を証明する書類の提出を求めることができます。
3. 会員は、第1項各号の変更を届け出た時点から反映されるまでの間、本サービスの通知を受けることができないことを承諾します。なお、C S Pは、この通知を受けることができない期間における利用料金は、一切返金しません。
4. 第1項各号の届出が行われないことが原因として、C S Pから会員等への通知が届かない場合、C S Pは一切責任を負いません。
5. C S Pは、本規約の定めにかかわらず特に認めた場合、会員ページ以外の手段による届出等を受けることがあります。なお、当該届出等を受けた場合、C S Pは会員に対し、第14条に定める利用料金のほか、別途手数料を申し受けることがあります。

第11条（個人情報）

C S Pは、本サービスの提供にあたり別記の「個人情報の取扱いに関する重要事項」

において定義する個人情報に関して、「個人情報の取扱いに関する重要事項」に基づき取り扱います。

第12条（退会）

1. 会員は、退会希望日の2か月前までにCSPへ所定の書類にて手続きを行うことにより退会することができるものとし、CSPが退会手続きを完了した時点で会員等に対する本サービスは停止します。
2. 会員は、CSPに対し退会日が属する月の利用料金を全額支払います。

第13条（会員等および対象者の資格の抹消）

1. 会員等が以下のいずれかの項目に該当する場合、CSPは事前に通知のうえ、会員資格を抹消することができます。
 - (1) 本規約のいずれかに違反したとき
 - (2) CSPへの届出内容に虚偽があったとき
 - (3) 決済カードによる決済が不能のとき
 - (4) 利用料金を、期日を過ぎてから1か月以上支払わないとき
 - (5) 暴力団、暴力団員、社会運動標ぼうゴロ、その他これらに準ずるものに該当すると認められたとき
 - (6) その他、会員等として不適切、または本サービスの提供に支障があるとCSPが判断したとき
2. 会員等の資格が抹消された場合、会員等は本サービスを受ける全ての権利を失うとともに、利用料金の返還請求はできないものとします。また、CSPは、これにより生じた会員等の損害について、一切責任を負わないものとします。

第14条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金は、対象者1名あたり月額500円（税別）とします。また、確認者を1名追加する場合、月額100円（税別）が加算されます。
2. 会員は、利用開始日を含む月の翌月分からCSPに対し、利用料金を支払います。
3. 利用開始月またはキャンペーン対象月であっても、退会については理由の如何を問わず、第12条第2項が適用されます。

第15条（利用料金の支払い）

1. CSPは、会員が申込時に登録した決済カード（以下「決済カード」といいます）により本サービスの利用料金の当該月分を当月に請求します。
2. 会員は、本サービスの利用料金を決済カードにより支払います。なお、決済カードの取り扱いについては、決済カードの規定の定めるところによります。
3. 利用できる決済カードは、株式会社ビューカードが発行するビューカード、またはJCB、VISA、Master、ダイナースクラブ、アメリカン・エクスプレス

ブランドで、かつ有効なクレジットカードとします。

4. 会員が、第10条第1項にもとづく会員等の氏名等の変更または解約等をCSPに届け出ないことにより、本サービスの提供ができなかった場合においても、会員はCSPに対し、利用料金を支払う義務を負います。
5. 決済カード会社により、カード番号・有効期限が更新された場合においても、会員は引き続き更新されたクレジットカードにより本サービスの利用料金を支払います。
6. 登録した決済カードに変更がある場合、会員は速やかに会員ページまたはまもルールお問合せセンターへの電話にて、変更の手続きを行います。
7. 決済カード会社の規約により、決済カードが利用できない状態である場合、CSPは会員に別の支払い方法で請求することがあります。

第16条（利用料金の変更）

1. 本サービスの提供条件の変更、経済事情の変更等により、本サービスの利用料金に変更が必要になった場合、CSPは一定の予告期間を経て合理的範囲内で利用料金を変更することができます。
2. 利用料金を変更する場合、CSPは、事前に会員ページまたは電子メール等で会員に通知します。

第17条（利用料金の消費税等の取扱い）

本規約に定める利用料金等、会員が支払うべき消費税の課税対象となるものについて、会員は消費税額を付加して支払います。消費税法、地方税法の改正またはその他の法律の制定があった場合、消費税等の額は、その税率の改正または新たな税制の創設に基づく税額に改正されます。

第18条（著作権）

本サービスで会員および確認者に対し提供する情報における全ての著作権は、CSPおよびJR東日本、本サービスのコンテンツ作成者または広告主にあります。従って、会員および確認者は、CSPが提供する情報、著作物等を著作権法に定められた場合を除き、無断で転載、転写、転送することはできません。

第19条（禁止事項）

CSPは、本サービスの利用にあたり会員等が以下の行為を行うことを禁止します。

- (1) 犯罪行為もしくは犯罪に結びつく行為またはそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 第三者のメールアドレスもしくはICカード乗車券のカードICを不正に利用する行為
- (4) CSPに対し虚偽の報告、届出を行う行為
- (5) 会員等の資格を第三者に譲渡する行為

- (6) 本サービスの運営を妨害する行為または J R 東日本および C S P の信用を毀損する行為
- (7) その他、C S P が不適切と判断する行為

第 20 条 (本サービスの再委託)

C S P は、本サービスの一部または全部を第三者に委託することができます。
この場合、C S P は当該委託先に本規約を順守させます。

第 21 条 (免責事項)

1. C S P は、自己に故意または重過失がある場合を除き、以下の場合において一切責任を負いません。
 - (1) C S P および携帯電話事業者を含む通信事業者のメールサーバー、ネットワーク回線、または自動改札機、通信設備等の点検や障害発生等により、通過情報の受信遅滞もしくは未達等が発生し、本サービスの提供が困難となったとき
 - (2) 会員および確認者の受信端末が電波状態の良くない場所にあること、対象者が自動改札機に I C カード乗車券を確実にかざしていないこと等により通過情報の受信遅滞もしくは未達等が発生したとき
 - (3) 会員および確認者が J R 東日本アプリの通知により本サービスを利用していた場合に、J R 東日本アプリを削除し、または J R 東日本アプリを登録していた受信端末を変更したとき
 - (4) I C カード乗車券の破損、紛失、盗難により、本サービスが提供されなくなったとき
 - (5) I C カード乗車券の交換または会員および確認者の電子メールアドレスが変更になった際、変更の届出をしていなかったとき
 - (6) 会員および確認者の電子メールアドレスの受信設定または電子メールアドレス提供元のポリシーにより通知を受け取ることができなかつたとき
 - (7) 本サービスの利用に関連して、会員等が第三者に対して損害を与え、またはこれに起因して紛争が生じたとき
 - (8) 対象者および確認者から本サービスを利用することについて同意が得られていないことにより、会員等の間で争いが生じたとき
2. C S P は本サービスの内容を変更、停止、廃止することがあり、それらの行為により会員等に生じた損害に対して責任を負わないものとします。
3. 対象者の探索、保護については、会員または確認者が責任を持って行うものとし、C S P は一切責任を負いません。
4. 本サービスの利用に関連して発生した会員等の損害に対し、C S P は、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れます。

第22条（本規約の変更）

CSPは、本規約を変更する場合は、あらかじめ会員に変更事項を会員ページに掲載し、会員は対象者および確認者に変更事項を説明するものとします。なお、変更内容は、会員ページへの掲載の際にCSPが定める1週間以上の相当な期間が経過した日から適用されるものとします。

第23条（お問合せ窓口）

本サービスの運営に関するお問合せ、苦情等については、以下の窓口で対応します。

<まもレールお問合せセンター>

0120-085-226

受付時間 9時～18時（12月30日から翌年1月3日までを除く）

第24条（合意管轄裁判所）

本サービスに関して、会員等とCSPとの間で訴訟等の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2017年9月13日から施行します。ただし、本サービスの開始日は、2017年10月1日とします。

以 上